境界木撤去に関する覚書

土地所有者１（出し手）○○○○（以下「甲－１」という。）と土地所有者２（出し手）○○○○（以下「甲－２」という。）、耕作者（受け手）○○○○（以下「乙」という。）とは、境界木の撤去及び識別マーカーの設置に関して、以下のとおり覚書を締結する。

第１条　甲－１・甲－２は、表１に記載する農地中間管理権が設定された農用地等（以下「農用地等」という。）の境界木撤去及び識別マーカーの設置について同意する。

表１　対象となる農用地等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所　　在 | 地　目 | 面積　㎡ | 借り受け期間 |
|  |  |  | ～ |
|  |  |  | ～ |
|  |  |  | ～ |
|  |  |  | ～ |
|  |  |  | ～ |
| 計　　　筆 |  |  |  |

第２条　前条で定めた農用地等における境界木の撤去及び識別マーカーの設置並びにその費用負担については、甲-１・甲-２・乙間において協議し決定するものとする。

第３条　識別マーカーの設置については、隣接する農用地等の所有権境（民地境界）を境界木から置き換える場合に適用するものとし、地籍調査で確定した杭（国調杭）に対しては置き換えることはできない。

第４条　甲-１・甲-２は貸借期間終了後、茨城県農地中間管理機構（公益社団法人茨城県農林振興公社）が現状のまま農用地等を返却することに同意するものとする。

第５条　貸借期間終了後に農用地等に境界標を再設置する場合、その設置方法及び原状復旧に係る費用負担については、甲-１・甲-２・乙間において協議し決定するものとする。

第６条　境界木撤去により当該農用地等において境界などの争いが発生した場合には、甲-１・甲-２・乙間において問題の解決を図るものとする。

第７条　甲－１・甲－２・乙は、当該土地の所有権を移転する前に新たな所有者に対し、覚書の内容を説明するものとする。

第８条　この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関して疑義が生じたときは、甲－１・甲－２・乙協議の上、決定するものとする。

以上、本覚書締結の証として本書○通を作成し、甲－１・甲－２・乙記名捺印の上、各１通を保有する。

茨城県農地中間管理機構に対しては、境界木撤去及び識別マーカーの設置前に本覚書の写しを提出するものとする。

令和　 年 　 月　 日

（甲－１）住所

氏名 　　　 　 ㊞

（甲－２）住所

氏名 　　　　 ㊞

（乙）　　住所

氏名 　　　　 ㊞